

令和7年度
島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託
仕様書

島根県防災部原子力安全対策課

1 適用範囲

本仕様書は島根県（以下「委託者」という。）が発注する令和 7 年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託（以下「業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

2 目的

令和 7 年度島根県原子力防災訓練において、訓練に係る企画・実施支援及び専門的知見を有する第三者による訓練実施状況評価等の業務委託を行うことにより、適切かつ効果的な訓練を実施し、原子力防災体制の強化を図る。

3 業務内容

業務内容は次に示すとおりとする。

（1）訓練の企画・実施支援

ア 訓練の企画支援

国が示した「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」（令和 2 年 3 月、内閣府（原子力防災担当））等を踏まえ、県・市災害対策本部等運営訓練計画作成の補助若しくは資料の作成等を行う。

イ 訓練の実施支援

訓練当日はコントローラー対応（最大 1 日）、会場誘導（最大 4 日）等が可能な要員を最大 15 名程度配置し、訓練の実施を支援する。具体的な配置場所は、委託者が別途指示する。

上記要員の内、コントローラー対応要員は、関係道府県等の原子力災害対策本部における同等の経験を有する者とし、訓練前日に会場入りし、事前打ち合わせをするとともに必要な事前準備を行う。また、当日は全体総括の指示のもと、訓練の進行や設備操作等を補助する。

訓練後には要員のビブスをクリーニングし、保管場所に返却すること。

（2）訓練の評価

ア 評価実施要領の作成

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）、関係 4 市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市を示す。以下「関係 4 市」という。）の地域防災計画（原子力災害対策編）、その他関連計画及び令和 7 年度島根県原子力防災訓練実施要領をもとに、委託者と協議の上、着眼点、チェックリスト等からなる評価実施要領を作成する。

イ 訓練評価

訓練当日は評価員を以下表のとおり配置し、訓練評価を行う。評価員は、原子力防災に関する最新の知見を有する者としてすること。

実施会場	評価員数	実施日
島根県庁	1 名以上	別途連絡（最大 2 日）
島根県原子力環境センター	3 名以上	同上
松江市	2 名以上	同上
出雲市、安来市、雲南市	各 1 名以上	同上
避難退域時検査会場	1 名以上	同上
避難経由所・避難所会場	各 1 名以上	同上
その他病院・福祉施設等訓練会場	各 1 名以上	同上

※実施会場が各市、かつ PAZ 及び UPZ 住民避難訓練の場合は住民避難訓練と行動をともにし、評価を実施すること。

※実施日及び実施会場については、委託者が別途決定する。

※訓練当日は評価の実施に併せて活動状況の写真撮影を行い、委託者にデータ（JPEG 形式）の

提供を行うこと。

(3) 住民向け訓練周知用チラシ・ポスター・映像等の作成・印刷及び発送

住民広報訓練実施にかかる周知を目的としたチラシ・ポスター等の版下を作成し、委託者が承認した内容により、以下表に示す仕様に基づき印刷を行い、委託者の指定する場所（県庁その他県内施設 300 箇所程度）に配送する。版下データは、委託者に PDF 形式で納品すること。

また、山陰中央新報へカラー広告を指定する日に掲載すること。

印刷	種類	チラシ	ポスター	車内広告（バス、電車等）
	規格	A4 版 片面 4 色刷	B2 版 片面 4 色刷	B3 版 片面 4 色刷
	用紙	コート紙 四六判 73kg	コート紙 四六判 135kg	コート紙 四六判 135kg
	部数	188,500 部	2,070 部	110 部

県民に訓練実施を広く周知することを目的として、テレビ・ラジオ・インターネット上の映像データ等を作成し、委託者が承認した内容及び日時で放映・放送を実施すること（映像・音声等の作成及び放映に係る費用を含む）。

(4) 原子力防災学習会の実施

以下表に示す訓練実施日において講師（原子力防災に関する最新の知見を有する者）を派遣（UPZ 住民避難実施日に計 4 名）し、委託者の指定する場所にて原子力防災学習会を実施する。また、学習会資料を作成し、委託者が承認した内容により、以下表に示す仕様に基づき印刷を行い、委託者の指定する場所に配送する。なお、講師及び学習会内容は、委託者と協議の上、決定すること。資料成果物データは、委託者に PowerPoint 形式で納品すること。

実施日		UPZ 住民避難訓練実施日（4 箇所）
印刷	規格	A4 版 両面 4 色刷 無線綴じ製本
	用紙	表紙：コート紙 四六判 135 kg 本文：コート紙 四六判 90 kg
	部数・頁数	360 部程度・40 頁程度

(5) 避難退域時検査・避難経路所・避難所運営訓練等の支援

訓練日に実施する避難退域時検査・避難経路所・避難所運営訓練等に関して、委託者の指定する会場（一時集結所（4 箇所）・避難退域時検査（1 箇所）・避難経路所（2 箇所）・避難所（4 箇所）・その他訓練（1 箇所））における設営レイアウトを作成し、委託者が承認した内容に基づき、当日までに当該会場設営（なお、避難退域時検査に必要な資機材の運搬を委託者が別途指定する日に委託者が実施する。）及び遅くとも当日 17 時までに撤去を行う。

また、具体的な内容については、委託者と協議の上、決定すること。

訓練当日は、避難退域時検査会場に全体の進行管理要員として 2 名、アドバイザーとして、車両指定箇所検査 2 名・車両確認検査 1 名・住民検査 1 名を配置し、訓練の支援等を行う。加えて、会場利用に際し、事前告知等が必要な場合は、委託者と協議の上、看板を設置する等の対応を行うこと。

また、訓練当日に要員用の中型バスを 2 台程度調達すること。要員用バスには、補助員を 1 名配置し、乗車確認、DVD 放映等を行う。加えて、訓練内容学習用の映像データを作成し、委託者に DVD 形式で納品すること。

なお、避難退域時検査に必要な資機材は、委託者が保有する資機材（別紙 1 参照）を基本的に使用するものとする。ただし、消耗品については、原則委託者が保有する資機材を用いず、受託者において準備する。また、訓練後にはビブスをクリーニングし、保管場所に返却すること。

(6) 避難退域時検査運営訓練動員者向け事前研修の実施

避難退域時検査運営訓練に動員する者（80 名程度）に対して、原子力防災、放射線測定器の取り扱い方法等の事前研修を委託者の指定する会場にて計 2 回（1 回あたり 1 日程度の予定）実施すること（日時は委託者が別途指定）。

ア 研修の支援

講師派遣（有識者等へ依頼する場合には、旅費・交通費、謝金等の支払いを含む）及び研修に必要な資機材の準備（受託者が準備する資機材の内訳・数量は、以下表に示す内容を基本とし、具体的な品目、数量、仕様は、委託者と協議の上、決定すること。なお、車両用ゲート型モニタ及び放射線測定器の運搬は委託者が別途指定する日に受託者が実施する。）を実施する。なお、講師及び研修内容については、委託者と協議の上、決定すること。

資機材	数量	備考
ポケット線量計(PDM-222VC)	80	レンタル
ガウン、ズボン、防塵マスク	同上	
ゴム手袋、綿手袋	同上	
雨合羽	同上	
研修資料※	同上	
ウェットティッシュ	必要数	簡易除染（拭き取り）実習に必要な数量
ポリ袋（10L）	同上	
養生テープ	同上	
GM 管式サーベイメーター(TGS-146B)	同上	レンタル
中型バス	1 台	
模擬車両（自家用車）	10 台	

※研修内容の例

- ・ 島根県の原子力安全・防災対策について
- ・ 放射線の基礎知識
- ・ 島根県原子力災害業務継続計画について
- ・ 避難退域時検査の流れ
- ・ 避難退域時検査会場の設営実習
- ・ 要素実習、総合実習等

イ 研修の実施

研修当日は、会場設営・撤去及び進行等を実施する。

ウ 研修成果の取りまとめ

参加者アンケートを集計・分析すること等により、事前研修の実効性を向上させるための方策を取りまとめること。

(7) 避難退域時検査模擬展示の企画・設営

ア 模擬展示の企画

UPZ 住民避難訓練日に参加住民の避難退域時検査等への理解を深めることを目的とした避難退域時検査模擬展示に関して、委託者の指定する会場（3 箇所（(5) で指定する会場とは別の施設））における実施計画（設営レイアウト作成含む）を作成する。

計画作成にあたっては、委託者の所有する車両用ゲート型モニタ（1 台）等の放射線測定器を当該会場に配置することとし、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」及び「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（以下総じて「避難退域時検査関連資料」という。）を踏まえた企画構成とすること。

また、模擬の検査要員を各 4 名（計 12 名）程度、誘導員を各 4 名（計 12 名）程度、模擬の被検査車両 1 台程度、被検査者を 2 名程度配置すること。

イ 会場使用に係る事前告知等

会場利用に際し、事前告知等が必要な場合には、委託者と協議の上、看板を設置する等の対応を行うこと。

ウ 模擬展示会場の設営・運営

アにて作成し、委託者が承認した実施計画に基づき、当日までに当該会場を設営し、運営を支援する。また、当日 17 時までに撤去を行う。車両用ゲート型モニタ及び放射線測定器を除く設営・運営にかかる資機材等（模擬の検査要員の装備含む。）は、原則受託者が準備すること（日時は委託者が別途指定）。委託者の所有する車両用ゲート型モニタ及び放射線測定器の移送は委託者が別途指定する日に受託者が実施する。

(8) 避難退域時検査に関する住民説明

UPZ 住民避難訓練日に避難退域時検査運営訓練会場（1 箇所（(5) で指定する会場））に住民説明要員を 2 名以上派遣し、会場に到着した住民避難訓練用のバスに乗車する等により、避難退域時検査及び簡易除染に関する説明を委託者と協議の上作成した資料を用いて行う（拡声器など、説明に必要な資機材がある場合には、受託者が準備する）。また、当該資料は、以下表に示す使用に基づき印刷を行い、委託者の指定する場所に配送する。なお、住民説明要員は原子力防災に関する最新の知見を有し、かつ、避難退域時検査関連資料の内容について熟知する者が担当すること。

印刷	規格	A 4 版、両面 4 色刷り、無線綴じ製本
	用紙	本文：コート紙、四六判 90 kg
	部数・页数	500 部・8 頁程度

(9) 訓練用バスの手配及び弁当調達

以下表に示す数量を訓練当日に委託者の指定する場所・日時に準備する（かかる費用は受託者がすべて負担）。

実施日	UPZ 住民避難訓練日等
訓練用バス（乗車定員：27 人程度以上）	12 台
弁当（お茶付き）1 食あたり 900 円程度とすること	400 食

(10) 訓練参観者等対応

PAZ・UPZ 住民避難訓練の内容を踏まえ、自治体関係者等の参観に対応する訓練参観計画を作成する。作成にあたっては、委託者の作成する訓練取材関連資料等をもとに、主要な内容を参観できるよう構成すること。

また、訓練当日（最大 2 日）の参観者対応（受付、引率、アンケート配布を含む）を行い、バス（乗車定員 27 人程度）計 2 台程度を調達すること（かかる費用は受託者がすべて負担）。

(11) アンケート実施

訓練参加者（行政職員等訓練要員、住民、参観者）に対するアンケート様式を作成する。また、委託者の回収したアンケートを取り纏め、分析を行い、結果を報告書（(12) で示すもの）へ記載する。なお、アンケート様式は紙で出力できる様式に加え、PC 等で回答する場合には Google Forms 等でも回答できるようにすること。

集計結果を基に県の検証テーマを十分理解した上で、クロス集計等適切な手法を用いて分析を行った検証結果も提出すること。

(12) 報告書の作成及び訓練評価会への参加

実施した内容を取りまとめて報告書を作成する。評価等の結果の取りまとめに際しては、評価結果及び参加者アンケートの結果をもとに「訓練の成果」、「良かった点」、「改善を要する点」に分けて記載するとともに、改善を要する点については具体的な改善方策及び当該方策を推奨する根拠を併せて記載すること。

また、委託者が開催する訓練評価会へ出席し、評価結果の報告等を行う。（日時・場所は委託者が別途指定する。）資料成果物データは、委託者に PDF 形式で納品すること。

(13) 訓練映像記録制作

委託者が作成する訓練取材関連資料等をもとに、訓練実施主体となる委託者及び関係4市に対して、事前に撮影ポイントの確認、撮影の承諾を受けたうえで、訓練当日の主要な内容について撮影（動画及び静止画）・編集を行い、30分程度の訓練映像記録及び同記録を15分程度にまとめた圧縮版を制作し、MP4形式及びDVDビデオ形式データを各20部DVDで納品すること。制作にあたり、構成及びナレーション原稿は、2回程度委託者による校正を受けること。

なお、受託者が本業務で撮影した素材及び委託者が提供する撮影素材は、著作権の有無にかかわらず、委託者の事前承諾を受けずに本業務以外で利用しないこと。

(14) 訓練記録冊子作成・印刷

委託者及び関係4市の作成する訓練実施要領、評価結果及び当日写真をもとに、訓練実施記録を収めた冊子を作成し、以下表に示す仕様に基づき印刷を行い、委託者が指定する文書を添付して、別表の箇所(80箇所程度)に発送すること。また、2回程度委託者による校正を受けること。

作成にあたっては、「令和6年度島根県原子力防災訓練の記録」と同様の構成とすること。

版下データは、委託者にPDF形式で納品すること。

印刷	規格	A4版 両面4色刷、無線綴じ製本
	用紙	表紙：上質紙 四六判 135kg 本文：再生上質紙 四六判 70kg 本文扉：色上質紙 四六判 70kg
	部数・頁数	150部・220頁程度

(別表)

機関名	部数	〒	住所
内閣府政策統括官(原子力防災担当)	5	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護企画課	1	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9
国立国会図書館収集書誌部逐次刊行物・特別資料課	1	100-8924	東京都千代田区永田町 1-10-1
松江市原子力安全対策課	1	690-8540	松江市末次町 86
出雲市防災安全課	1	693-8530	出雲市今市町 70
安来市防災課	1	692-8686	島根県安来市安来町 878-2
雲南市防災安全課	1	699-1392	島根県雲南市木次町里方 521-1
浜田市防災安全課	1	697-8501	島根県浜田市殿町 1
益田市危機管理課	1	698-8650	島根県益田市常磐町 1-1
大田市危機管理室	1	694-0064	島根県大田市大田町大田口 1111

江津市総務課	1	695-8501	島根県江津市江津町 1525
奥出雲町総務課	1	699-1592	島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1
飯南町総務課	1	690-3513	島根県飯石郡飯南町下赤名 890
川本町総務財政課	1	696-8501	島根県邑智郡川本町大字川本 545-1
美郷町総務課	1	699-4692	島根県邑智郡美郷町粕淵 168
邑南町危機管理課	1	696-0192	島根県邑智郡邑南町矢上 6000
津和野町総務財政課	1	699-5292	島根県鹿足郡津和野町日原 54-25
吉賀町総務課	1	699-5513	島根県鹿足郡吉賀町六日市 750
松江市消防本部	1	690-8521	島根県松江市学園南 1-17-3
出雲市消防本部	1	693-0004	島根県出雲市松渡橋町 253-1
安来市消防本部	1	692-0014	島根県安来市飯島町 711
雲南消防本部	1	699-1311	島根県雲南市木次町里方 1100-6
中国四国農政局島根拠点	1	690-0001	島根県松江市東朝日町 192
中国経済産業局(総務課)	1	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局松江国道事務所	1	690-0017	島根県松江市西津田 2-6-28
中国運輸局島根運輸支局	1	690-0024	島根県松江市馬潟町 43-3
第八管区海上保安本部美保航空基地(飛行科)	1	684-0055	鳥取県境港市佐斐神町 2064
大阪管区气象台松江地方气象台	1	690-0017	島根県松江市西津田 7-1-11
島根労働局(総務課)	1	690-0841	島根県松江市向島町 134-10
中国四国地方環境事務所(総務課)	1	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2 合同庁舎
松江地方裁判所	1	690-0886	島根県松江市母衣町 68
松江地方検察庁(総務課)	1	690-0886	島根県松江市母衣町 50
鳥取西部消防広域行政管理組合消防局(警防課)	1	683-0853	鳥取県米子市両三柳 5452
陸上自衛隊出雲駐屯地第1 3 偵察戦闘大隊	1	693-0052	島根県出雲市松寄下町 1142-1
自衛隊島根地方協力本部	1	690-0841	島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 4 階
陸上自衛隊米子駐屯地第8 普通科連隊	1	683-0853	鳥取県米子市両三柳 2603
自衛隊鳥取地方協力本部(総務課)	1	680-0845	鳥取県鳥取市富安 2-89-4
航空自衛隊第3 輸送航空隊防衛部運用班	1	684-0053	鳥取県境港市小篠 2258
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部第三幕僚室	1	625-8510	京都府舞鶴市宇余部下 1190

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部（経営企画部総務（山陰））	1	683-0036	鳥取県米子市弥生町 2
西日本高速道路株式会社中国支社(保全サービス統括課)	1	731-0103	広島県広島市安佐南区緑井 2-26-1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1	311-1206	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1	263-8555	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
一般社団法人島根県診療放射線技師会	1	690-0332	島根県松江市鹿島町佐陀本郷 133-2
鹿島病院	1	690-0803	島根県松江市鹿島町名分 243-1
一般社団法人島根県旅客自動車協会	1	690-0821	松江市上東川津町 1238
中電プラント株式会社島根原子力支社	1	690-0324	島根県松江市鹿島町片匂 654-1
北海道原子力安全対策課	1	060-8588	北海道札幌市中央区北 3 条 6
青森県原子力安全対策課	1	030-8570	青森県青森市長島 1-1-1
宮城県原子力安全対策課	1	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
福島県原子力安全対策課	1	960-8670	福島県福島市杉妻町 2-16
茨城県原子力安全対策課	1	310-8555	茨城県水戸市笠原町 978-6
神奈川県危機管理対策課	1	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通 1
静岡県原子力安全対策課	1	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町 9-6
新潟県原子力安全対策課	1	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町 4-1
岐阜県危機管理政策課	1	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
石川県危機対策課	1	920-8580	石川県金沢市鞍月 1-1
富山県防災・危機管理課	1	930-8501	富山県富山市新総曲輪 1-7
福井県危機対策・防災課	1	910-8580	福井県福井市大手 3-17-1
京都府原子力防災課	1	602-8570	京都府京都市上京区下売通新町西入藪ノ内町
滋賀県防災危機管理局原子力防災室	1	520-8577	滋賀県大津市京町 4-1-1
鳥取県危機管理局原子力安全対策課	1	680-8570	鳥取県鳥取市東町 1 丁目 271 番地
米子市総務部防災安全課危機管理室	1	683-8686	鳥取県米子市加茂町 1-1
境港市市民生活部自治防災課危機管理室	1	684-8501	鳥取県境港市上道町 3000
岡山県危機管理課	1	700-8570	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6
広島県危機管理監危機管理課	1	730-8511	広島県広島市中区基町 10-52
山口県防災危機管理課	1	753-8501	山口県山口市滝町 1-1
愛媛県原子力安全対策課	1	790-8570	愛媛県松山市一番町 4-4-2

福岡県防災企画課	1	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園 7-7
長崎県危機管理課	1	850-8570	長崎県長崎市尾上町 3-1
佐賀県原子力安全対策課	1	840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
鹿児島県原子力安全対策課	1	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1
広島大学	1	734-8551	広島県広島市南区霞 1-2-3 広島大学病院緊急被ばく医療推進センター
松江警察署	1	690-8512	島根県松江市袖師町 5-10
安来警察署	1	692-0015	島根県安来市今津町 674-1
雲南警察署	1	690-2404	島根県雲南市三刀屋町三刀屋 124-2
出雲警察署	1	693-0023	島根県出雲市塩冶有原町 2-19
消防学校	1	690-0046	島根県松江市乃木福富町 735-157
防災航空管理所	1	699-0551	島根県出雲市斐川町沖洲 2677

4 契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

5 契約締結後の履行

(1) 契約締結後の連絡

契約締結後、受託者は終始委託者と密接な連絡を保ち、慎重かつ迅速に契約の履行に当たるとともに、委託者からの照会事項に対しては、速やかに正確な回答を行わなければならない。

(2) 打合せ等の記録の作成及び保管

業務実施に当たり、15 回程度、委託者の指定する場所において打合せを行うこととし、委託者との打合せ、委託者からの照会事項及び指示(口頭・メールを含む。)は、議事メモを作成し、双方で確認した上で、記録として保管しなければならない。

6 受託者が委託者に提出する図書等

受託者が委託者に提出する図書・計画等、提出部数、提出期日及び提出場所は、以下表のとおり。なお、資料印刷・配送は、「3 業務内容」の記載内容に基づき実施することとし、表への記載は省略する。

(1) 提出図書・計画等一覧

提出書類・計画等		提出部数	提出期日 (目処)	備考
1	事前報告書	1 部	契約締結後 3 週間以内	
2	評価実施要領	1 部	訓練実施日 3 週間以前	3 業務内容(2)関連
3	チラシ・ポスター・ 車内広告版下データ	1 部	訓練実施日 50 日以前	3 業務内容(3)関連
4	原子力防災学習会資料 データ	1 部	訓練実施日 1 週間以前	3 業務内容(4)関連
5	避難退城時検査・避難経路 所・避難所・その他訓練会場	—	訓練実施日 60 日以前	3 業務内容(5)関連

提出書類・計画等		提出 部数	提出期日 (目処)	備考
	設営レイアウト			
6	避難退域時検査模擬展示実施計画	—	訓練実施日 60 日以前	3 業務内容(7)関連
7	訓練参観計画	1 部	訓練実施日 3 週間以前	3 業務内容(10)関連
8	アンケート取り纏め結果	1 部	訓練終了後 2 週間以内	3 業務内容(11)関連
9	評価結果	1 部	訓練終了後 2 週間以内	3 業務内容(12)関連
10	報告書(概要版、詳細版)	各 1 部	令和 8 年 3 月 31 日	3 業務内容(12)関連
11	訓練映像記録(MP4 形式、DVD ビデオ形式)	各 20 部	令和 8 年 3 月 31 日	3 業務内容(13)関連
12	訓練記録冊子版下データ	1 部	令和 8 年 3 月 31 日	3 業務内容(14)関連
13	訓練撮影素材(静止画、動画)	各 1 部	訓練実施日	3 業務内容(13)関連

・提出する書類（映像素材を除く）は、委託者の承認を受けなければならない

(2)検収条件

納入品目及びその内容について、委託者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を委託者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。

(3)納入場所

島根県松江市殿町 1 番地
島根県防災部原子力安全対策課

7 事前報告書

6 の(1)に記載した事前報告書は次の内容を記載したものとする。

(1)実施責任者及び連絡窓口

(2)実施体制表

品質保証責任者を含めた業務の実施体制を定めた実施体制表。

あらかじめ再委託を予定している場合は、再委託先名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金 50 万円未満の再委託業務及び会場借料、翻訳費その他これに類するもの(以下「軽微なもの」という。)を除く。

(3)品質計画

次の内容が記載されたもの

ア 品質管理体制

業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること(実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと)。

イ 品質管理の具体的な方策

業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

ウ 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

エ 不適合管理

不適合発生時には、契約請求者に速やかに報告し、適切な管理方法が明確にされていること。

オ 工程管理

進捗状況等の工程管理が明確にされていること。

- ・期限までに作業が完了する工程であること。
- ・各作業工程が明示され、必要に応じてホールドポイント等が明示されていること。

8 受託者の義務

受託者は、「特許法」、「職業安定法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」及び「日本産業規格」等業務に係る法規(条例を含む)を遵守し、この仕様書及び委託者の指示に従い、信義誠実を旨とし、業務を完了させなければならない。

また、受託者は、当該契約の履行に関する一切の責任を負うものとする。

9 知的財産権

受託者は、業務の実施に当たり第三者の所有する知的財産権を使用する場合、受託者の責任と負担において必要な権利を取得するものとして、万一、第三者から異議求償等の申出があったときは、受託者の責任と負担において解決するものとする。

10 機密の保持

受託者は、業務の実施に当たり知り得た一切の事項を、業務の実施期間満了後においても、第三者に公表若しくは漏えいしてはならない。

また、受託者は業務を17の規定により第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、機密の保持を徹底するよう適切に指示・監督しなければならない。

11 安全管理の確保

受託者は、業務の実施に当たり、「労働安全衛生法」など安全に関する諸法規(条例を含む。)を遵守し、労働災害の絶無に努めなければならない。

業務実施上発生した災害については、すべて受託者が自己の責任と負担で処理するものとする。

12 管理体制の確立

受託者は、業務の実施に当たり、業務の規模及び内容に応じた管理体制を確立しなければならない。

委託者は、受託者の業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合は、受託者側実施責任者と協議のうえ、立入による品質管理に係る実施状況の監査を実施することができる。

また、その結果によっては改善策を求めることができる。

13 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

14 資料提供

(1) 受託者から委託者に対し、本業務遂行に必要な資料等(以下「資料等」という。)の提供要請があった場合、委託者受託者協議の上、委託者は受託者に対し、無償でこれらの提供を行う。

(2) 受託者は、委託者から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管しなければならない。また、受託者は資料等を本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受託者は、本契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となったときは、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。

(4) 委託者及び受託者は(1)から(3)までにおける資料等の提供、返還その他の処置について、書面をもってこれを行うものとする。

15 契約不適合責任

(1) 本業務の検査完了後、契約の内容に適合しない状態が発見された場合、又は無償で補修・追完を行うものとする。

(2) (1)による受託者の責任は、本業務の検査完了から 12 か月以内に委託者から請求があった場

合に限る。

16 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

17 再委託の禁止

(1) 受託者は、軽微なものを除き、委託者の承認を受けないで、本業務の実施について再委託をしてはならない。また、再委託先選定に関して以下条件を付与する。

ア 印刷物の発注

再委託の相手方は、県内に事業所を有し、かつ生産設備を保有する者であること。

別紙2「印刷物発注に係る報告書」を再委託先決定から2週間以内に提出すること。

イ 印刷物以外の発注

再委託の相手方は県内に事業所を有する者とする。ただし、設備面等から適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。

18 調査等

委託者は必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

19 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受託者の負担とする。

20 合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停(委託者受託者協議の上専任された調停人が行うものを除く。)の申立ては、松江市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

21 著作権の取り扱い

本業務の実施により得られた成果物に係る著作権は、委託料が全額支払われた時点で受託者が委託者に無償で譲渡するものとする。

22 疑義

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、必ず委託者と協議により定めるものとする。

(別紙1) 委託者が保有する資機材

品目	数量
テント(大、2間×3間サイズ)、天幕、横幕、おもり	3 張
テント(小、1間×1.5間サイズ)、天幕、横幕、おもり	5 張
ブルーシート	1 式
長机	12 本
椅子	25 個
ポリバケツ	5 個
看板(1400×1100)、ウエイト(重り置き要確認)	6 式
マグネット(原子力災害 避難退域時検査会場 入口)	1 枚
マグネット(車両指定箇所検査)	1 枚
マグネット(車両確認検査)	1 枚
マグネット(車両除染)	1 枚
マグネット(住民検査)	1 枚
マグネット(検査済証交付)	1 枚
マグネット(車両指定箇所検査)	3 枚
マグネット(検査済証交付)	3 枚
マグネット(矢印)	4 枚
マグネット(車両指定箇所検査)	1 枚
マグネット(住民検査用駐車場)	1 枚
マグネット(検査済証交付)	1 枚
マグネット(参観者見学エリア)	1 枚
マグネット(矢印)	3 枚
屋内用案内板(1700×660)	3 枚
パーテーション(1800×900)	13 枚
誘導棒	11 本
白板、ウエイト及びウエイト置き	17 式
コーン、コーンウエイト	20 個
コーンバー	20 本
誘導棒	7 本
看板(避難退域時検査会場)	2 式
拡声器	6 式
トランシーバ	36 台
ビブス	100 枚
GMサーバイメータ	100 台
Naiシンチレーション式サーバイメータ	5 台
電子式個人線量計	50 台
車両用ゲート型モニタ	10 式

※当表は訓練での使用が想定される品目、数量であり、この表に表示のない委託者の保有資機材の貸与を受けることを妨げない。